

兵庫県立人と自然の博物館自然・環境情報取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県立人と自然の博物館（以下、「博物館」という。）が、兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例第3条7項に定める自然、生命及び環境に関する情報（以下、「自然・環境情報」という。）に関して、受入、提供に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、自然・環境情報とは、自然や環境に関する文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。

(自然・環境情報の受入手続)

第3条 館長は第三者より自然・環境情報の寄贈又は寄託を受けようとするときは、別途定める「兵庫県立人と自然の博物館での博物館資料の寄贈・寄託・借用に関する要領」により、手続きを行わなければならない。

(資料審査会)

第4条 館長は、第三者より自然・環境情報の提供の申出があったときは、「資料審査会設置要項」に別途定める資料審査会において、速やかに当該資料を審査し、受入又は辞退することを決定しなければならない。

2 館長は、自然・環境情報の購入の予定があるときは、資料審査会において、速やかに当該博物館資料を審査し、購入又は中止することを決定しなければならない。

(情報の提供)

第5条 館長は、博物館が所有する自然・環境情報を別途定める「自然・環境情報の提供に関する要領」により提供することができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、自然・環境情報の受入、提供について必要な事項は、館長が定める。

(附則)

この要綱は平成17年3月15日より施行する。